



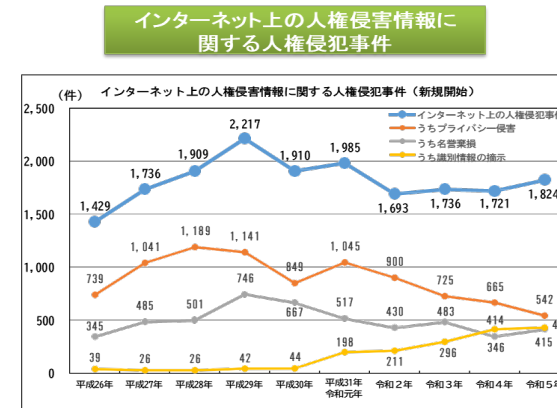
デジタル空間における情報流通の諸課題について

令和6年10月
令事務局

現 状

現状

- デジタル空間において、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展及びデジタル広告の流通に伴う新たなリスク等、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題が生じている。
- デジタル空間における違法・有害情報の流通については、第213回国会において改正された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「**情報流通プラットフォーム対処法**」という。）」により、大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置が義務付けられることとなった。



(法務省人権保護局(令和5年3月22日公表))

本検討会の役割

- 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行を目指し、検討を要する点について議論を行う。また、施行後、その運用状況を注視し、適時適切に見直しを行う。
- 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（令和6年9月10日とりまとめ公表）で提言された制度的な対応を更に深掘りし、必要な制度整備などを検討する。
- デジタル広告の流通に伴う課題についても検討する。

情報流通プラットフォーム対処法関連

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者※¹に対して、以下の措置を義務付ける。

※¹ 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※²の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※² 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、施行日政令の策定のほか、下記**省令・ガイドライン**を**策定**することを予定。
- ・ 「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」における提言内容を踏まえつつ、特に有識者による更なる検討を要する点について、御議論いただくこととしたい。

規定を予定している事項

① 省令

大規模特定電気通信役務提供者の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等。

② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、侵害情報調査専門員の具体的な要件等。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報の例示。

- プラットフォームサービスに関する研究会において、**誹謗中傷等の違法・有害情報対策に関し、大要、削除等の適正化に向け、法制上の手当てを含め、大規模プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当**、とのとりまとめ案が提示されたところ（令和5年12月12日(火)に公表）。
- パブリックコメントを踏まえ、「第三次とりまとめ」として確定（令和6年2月2日(金)に公表）。

項目	具体的措置	
プラットフォーム事業者の対応の 迅速化 に係る規律	削除申出窓口の設置義務	・ 削除申請の窓口や手続の整備 を求めることが適当。
	削除申出への対応体制の整備義務	・ 提供するサービスの特性を踏まえつつ、 我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置 することが適当。
	削除申出への応答・通知義務	・ 一定の期間内に、削除した事実又はしなかった事実及びその理由の通知を求めることが適当。
プラットフォーム事業者の運用状況の 透明化 に係る規律	削除基準の策定・公表義務	・ 投稿の削除等に関する判断基準や手続に関する「 削除指針 」を策定し、 公表 させることが適当。また、その指針の 運用状況 についても、 公表 させることが適当。
	削除した場合、発信者への通知義務	・ プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときには、対象となる情報の 発信者に対して、投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明 することが適当。
対象事業者	対象とする事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲等）、義務の履行に当たっての経済的負担（特に新興・中小サービス）等を踏まえ、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに限定することが適当。	

※ 第三者機関による削除請求、ADR（裁判外紛争解決手続）、削除請求権の明確化について、法律上位置付けることについては課題があり、現時点では慎重であるべき。

健全性検討会関連

1. 検討事項

- ① **デジタル空間を活用したサービスの普及・情報通信技術の進展等の状況**：(例) 生成AI、メタバースなど
- ② **新たな課題と各ステークホルダーによる対応状況**：
(例) 生成AI等による巧妙な偽・誤情報の生成や拡散に伴う社会的な影響の深刻化、メタバースにおけるデータの取得・利用に係る対応の重要性、国境を越えた情報・データ流通の広域化や迅速化に伴う国際的な協調の必要性など
- ③ **今後の対応に当たっての基本的な考え方**：
(例) 基本理念：信頼性のある自由な情報流通、表現の自由、知る権利、青少年を含む利用者保護、デジタルシティズンシップなど各ステークホルダーの役割：デジタルプラットフォーム事業者、生成AI事業者、仮想空間関係事業者、通信・放送事業者、利用者など
- ④ **デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策**：
(例) 多様なステークホルダーによる協力関係の構築、ファクトチェックの推進、幅広い世代に対するリテラシーの向上、情報発信者側を含む自主的取組の推進、研究開発の推進、国際的な対話の深化、生成AI・メタバース関連事項など

3. スケジュール

2. 構成員

※法律(憲法・メディア・情報)、技術、データ分析、認知科学・心理学、ジャーナリズム、プライバシー、サイバーセキュリティ、消費者保護等の専門家。以下、座長・座長代理以外は、50音順。

- 穴戸 常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授) **【座長】**
- 山本 龍彦(慶應義塾大学大学院法務研究科教授) **【座長代理】**
- 生貝 直人(一橋大学大学院法学研究科教授)
- 石井 夏生利(中央大学国際情報学部教授)
- 越前 功(国立情報学研究所情報社会相関研究系教授)
- 江間 有沙(東京大学国際高等研究所東京カレッジ准教授)
- 奥村 信幸(武蔵大学社会学部教授)
- 落合 孝文(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士)
- クロサカ タツヤ(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授)
- 後藤 厚宏(情報セキュリティ大学院大学学長)
- 澁谷 遊野(東京大学大学院情報学環准教授)
- 曾我部 真裕(京都大学大学院法学研究科教授)
- 田中 優子(名古屋工業大学大学院工学研究科基礎類教授)
- 増田 悦子(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長)
- 水谷 瑛嗣郎(関西大学社会学部メディア専攻准教授)
- 森 亮二(英知法律事務所弁護士)
- 安野 智子(中央大学文学部教授)
- 山口 真一(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授)
- 山本 健人(北九州市立大学法学部准教授)
- 脇浜 紀子(京都産業大学現代社会学部教授)

※ その他、関係団体や関係省庁がオブザーバとして参加

- 令和5年11月7日に第1回会合を開催し、ヒアリング・論点整理等を経て、**令和6年9月10日にとりまとめを公表**

- デジタル空間における情報流通を巡っては、**偽・誤情報の流通・拡散等のリスク**、それをもたらす**アテンション・エコノミー**（※1）や**フィルターバブル**（※2）等の**構造的リスク**が存在。さらに、生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及によって、このようなリスクが加速化するおそれ。

（※1）情報過多の社会において、供給される情報量に比して、人々が支払えるアテンションないし消費時間が希少となることから、それらが経済的価値をもって市場で流通するような経済モデル

（※2）アルゴリズムによって、インターネット上で、利用者個人のクリック履歴に基づく情報が優先的に表示される結果、自身の考え方や価値観に近い情報ばかりに囲まれる、いわば「泡」の中に包まれるような状態

デジタル空間を活用した技術やサービスの進展・普及等の状況

- 情報伝送PFサービスは、**国民生活や社会経済活動等に広く・深く浸透**
（人々は情報収集だけでなく発信手段としてサービスを利用。企業や行政による発信や企業等によるデジタル広告出稿も増加 等）
- 情報伝送PFサービスの情報流通の場としての**公益性の高まり**
（人々の主な情報収集先は伝統メディアから情報伝送PFサービスへ。災害時の情報収集手段としてもSNS等が活用 等）
- **新たな技術やサービスの進展・普及に伴う変化**
（生成AI等の新たな技術・サービスの進展・普及によるネット上のコンテンツの多様化 等）

デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題

- **偽・誤情報等、なりすまし型「偽広告」等の流通・拡散**、信頼性のある情報の相対的な減少
- アテンション・エコノミーやフィルターバブル等、**情報伝送PFサービスの特徴等により生み出される構造的なリスク・問題**
- 上記を**加速化させるリスク・問題**（新技術やサービスの進展・普及、地政学上等のリスク・問題等）
 - 特に、多くの人の間で正確な情報の適時な共有が求められる事態における偽・誤情報等の流通・拡散
（令和6年能登半島地震等における偽・誤情報等の流通・拡散等）

- デジタル空間における情報流通の健全性を巡るリスク・問題はますます悪化することが見込まれており、情報伝送プラットフォーム事業者をはじめとするステークホルダーの個々の自主的な取組のみに委ねてはデジタル空間における情報流通の健全性が脅かされ、ひいては実空間への負の影響を看過し得なくなるという強い危機感を持つことが必要。
- そこで、デジタル空間における情報流通の健全性確保のための具体的な方策として、総合的な対策を検討し、様々なステークホルダーの連携・協力の下で、迅速かつ効果的・効率的に対応を進めていくことが必要。

1 普及啓発・リテラシー向上

- ・ 普及啓発・リテラシー向上に関する施策の多様化
- ・ マルチステークホルダーによる連携・協力の拡大・強化 等

2 人材の確保・育成

- ・ コンテンツモデレーション人材
- ・ リテラシー向上のための教える人材 等

3 社会全体へのファクトチェックの普及

- ・ ファクトチェックの普及推進
- ・ ファクトチェック人材の確保・育成 等

4 技術の研究開発・実証

- ・ 偽・誤情報等対策技術
- ・ 生成AIコンテンツ判別技術 等

5 国際連携・協力

- ・ 偽・誤情報等対策技術の国際標準化・国際展開の推進
- ・ 欧米等とのバイやG7・OECD等とのマルチ連携・協力の推進 等

6 制度的な対応

- ・ 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応
- ・ 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保 等

1 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応

大規模な情報伝送PF事業者を対象とし、次の方策を中心に、具体化を進めることが適当。

①違法な偽・誤情報に対する対応の迅速化

- ・行政法規に抵触する違法な偽・誤情報に対し、行政機関からの申請を契機とした削除等の対応を迅速化（窓口整備、一定期間内の判断・通知 等）ただし、前提として、行政機関による申請状況の透明性確保等が不可欠

②違法な偽・誤情報の発信を繰り返す発信者への対応

- ・特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウントの停止・削除を確実に実施する方策について、その段階的な実施を含め具体化

③違法ではないが有害な偽・誤情報に対する対応

- ・違法ではないが有害な偽・誤情報への対応は、影響評価・軽減措置の実施を求める枠組みの活用を含め、事業者による取組を促す観点が重要
- ・情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーション（収益化停止等）を中心とした対応について、迅速化や確実な実施を含め、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら具体化

④情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの実施

- ・送信された情報の内容そのものの真偽に着目せず、情報流通の態様に着目してコンテンツモデレーションを実施する方策について具体化

⑤コンテンツモデレーションに関する透明性の確保

- ・基準や手続の策定・公表、人員等の体制に関する情報の公表 等

2 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減

情報伝送PF事業者による社会的影響等の予測・軽減措置の実施

- ・情報伝送PF事業者のビジネスモデルがもたらす将来にわたる社会的影響等を事前に予測し、軽減措置を検討・実施

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備

- ①連携・協力の目的（行動規範の策定・推進、軽減措置の検証・評価 等）
- ②協議会の設置・役割・権限 等

4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保

- ①広告事前審査の確実な実施と実効性向上
 - ・審査基準の策定・公表、審査体制の整備・透明化、本人確認の実施等
- ②事後的な広告掲載停止措置の透明性の確保
 - ・基準や手続の策定・公表、人員等の体制に関する情報の公表 等
- ③事後的な広告掲載停止措置の迅速化
 - ・外部からの申請窓口の整備・公表、一定期間内の判断・通知 等
- ④事後的な広告掲載停止措置の確実な実施

5 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた健全性確保

- ①広告主・代理店による取組促進（経営陣向けガイドライン等の策定）
- ②広告仲介PF事業者による取組促進

コンテンツモデレーション実施に向けた慎重な検討の必要性

- 違法性のない情報に対するモデレーションに関しては、表現の自由を尊重しつつ、各プラットフォームのサービスの特性や利用規約に基づいて、柔軟な対応がなされるべき。また、投稿者の表現の自由を過度に制限したり、プラットフォームの裁量を狭めるような方策は、憲法上の権利を侵害する可能性があり、慎重な検討が必要。【AICJ】
- 行政庁からのモデレーションの要請については、実質的には削除を求められることから、それが検閲類似の行政庁による表現の自由への制約 (事前抑制)とならないよう、極めて慎重な配慮が必要。【Google】
- コンテンツモデレーションの実施要否等の判断に関与する人員等の体制に関する情報の公表に対して、反対。適切なコンテンツモデレーションの在り方はプラットフォームごとに異なる。その上で人員等の体制について評価の方法がないにも関わらず情報開示を求めるのは非常に乱暴な話であり、意味がないどころか、リスクにもなり得る。【X】

協議会に係る制度設計に向けた慎重な検討の必要性

- マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関しては、その構成員、役割、権限等についての透明性確保とともに、同協議会の活動が、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう慎重な制度設計を要望。【民放連】
- 民産学官のマルチステークホルダーによる取組が、政府による制度設計の下で実施されることに強い懸念。言論の自由への政府による介入を想起させるとともに、そのような枠組みが今後政府によるファクトチェックを推進するための枠組みとして利用されることはないか、措置の目的や必要性、設計の在り方から慎重に議論をすべき。【新経連】

広告の質の確保に向けた法制化の妥当性

- 結論ありきで性急に法制化を進めるのではなく、オンライン広告の配信の仕組みなどについて丁寧に情報収集を行い、広告事業の実態を踏まえた慎重な検討をするべき。関係省庁とも適切に連携を図るべき。【LINEやフー】
- 広告審査体制の透明化について反対。プラットフォームごとにプロダクト・サービスが異なり、必要な体制が異なる。評価することもできない状況で誰しもアクセスできる情報として開示することは、リスクを増大させる。【X】
- 営利広告が制約の余地が大きいということの根拠については議論の余地がある、という指摘には賛同し、慎重な議論が求められるべき。【スマートニュース】

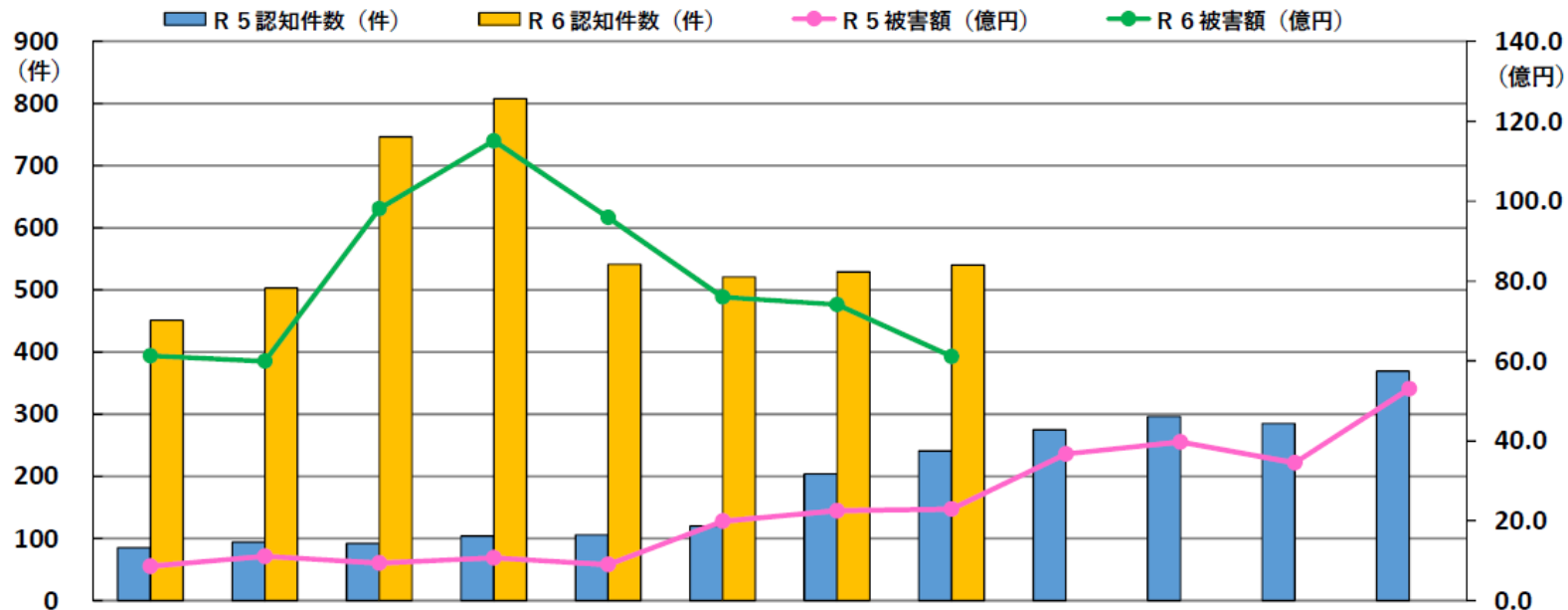
デジタル広告の流通に伴う課題

- **SNS型投資詐欺（※）の認知件数及び被害額は、令和6年4月をピークに減少しているものの、依然として高い水準にある。**

（※）SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）

SNS型投資詐欺の被害発生状況（4,639件、約641.4億円の被害）

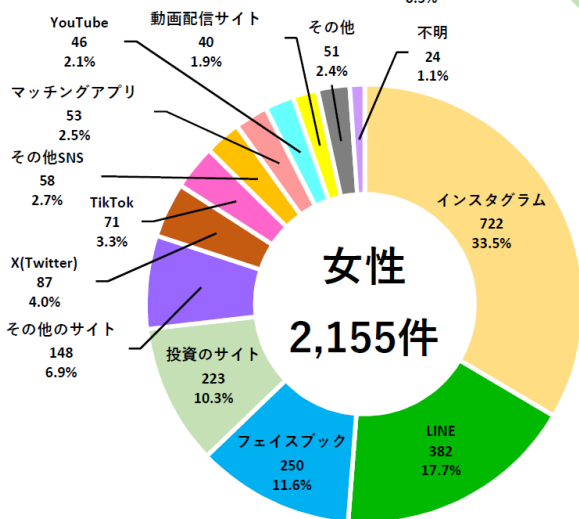
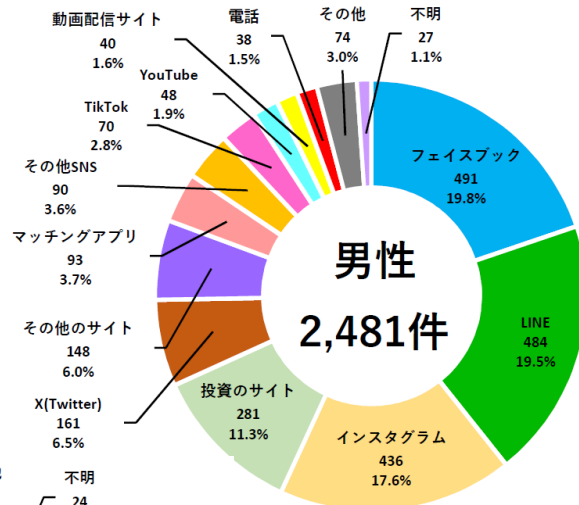
令和5年1月から令和6年8月までの被害発生状況の推移



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R 5 認知件数 (件)	85	94	92	104	106	120	204	241	275	296	285	369
R 5 被害額 (億円)	8.6	11.1	9.4	10.7	9.0	19.9	22.5	22.9	36.7	39.7	34.5	53.0
R 6 認知件数 (件)	451	503	746	808	541	521	529	540				
R 6 被害額 (億円)	61.3	59.9	98.1	115.1	95.9	76.0	74.1	61.1				

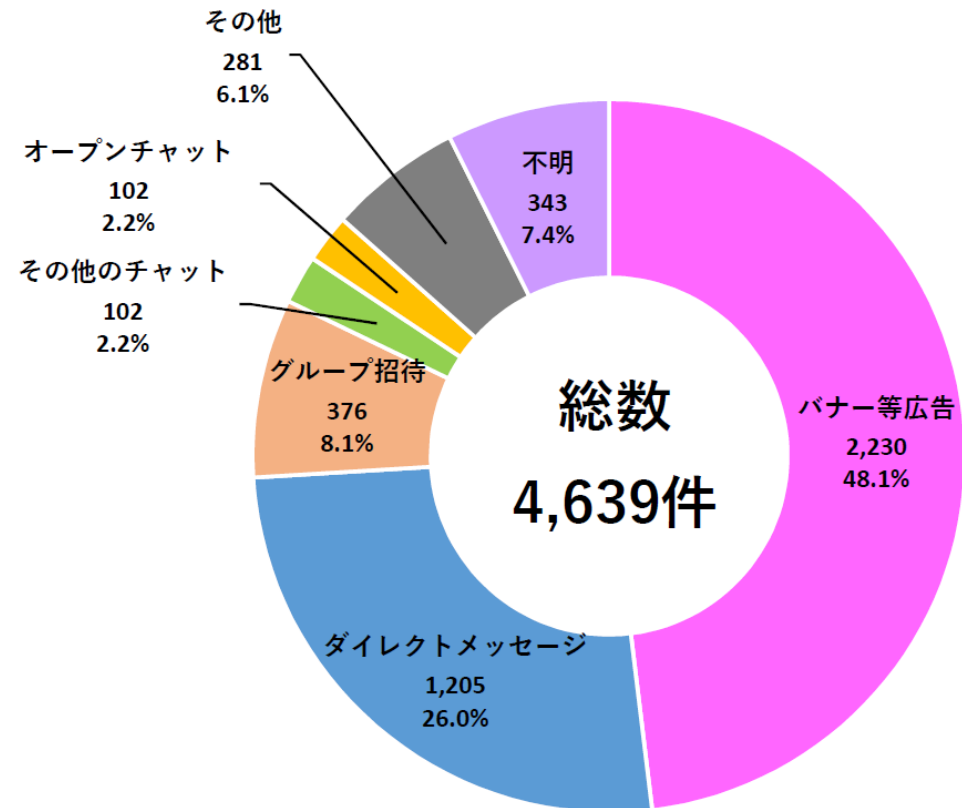
- SNS型投資詐欺の**当初接触ツール**として、**大規模事業者が提供するSNS等が高い割合**を占める。
- 被害者との当初の接触手段として、SNS等における**バナー等広告が全体の約半数**を占める。

当初接触ツール



※上記グラフの他に法人 3 件あり（Instagram 1 件、LINE 1 件、フェイスブック 1 件）

被害者との当初の接触手段



- **総務省では、令和6年6月21日に、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について要請を実施。**
- **今後、各事業者の対応状況についてヒアリングを実施予定。**

※ Meta Platforms, Inc.に対して、対応の実施を要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者に対して、対応の実施を要請。

広告出稿時の事前審査等に関する対応

① 審査基準の策定・公表等

- ・ 広告の事前審査基準を策定・公表するとともに、当該基準を含め、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うこと。

② 自社が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえた審査の実施

③ 事前審査体制の整備

- ・ 特に、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者を十分に配置するなど、事前審査体制を整備し、その整備状況を公表すること。

④ 被害者から通報があった場合の事前審査の強化

⑤ 広告主の本人確認のプロセスや実効性の検証・強化

広告流通後の削除等に関する対応

(1) 利用規約等を踏まえた適正な削除対応

(2) 削除対応の迅速化及び運用状況の透明化

- ① 削除申出を受け付ける方法の整備・公表
- ② 削除等の対応に当たる人材として、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の十分な配置
- ③ 事前審査体制の整備
- ④ 削除等の実施に関する基準の策定・公表
- ⑤ 削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数並びに削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）の公表

- 違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツを掲載するメディアにデジタル広告が配信されることによる課題に対応するため、**広告主やその経営陣及び広告代理店に求められる取組に関するガイドライン、ガイドブック等の策定に向けた検討を進める。**

健全性検討会とりまとめ（令和6年9月10日）（抄）

第7章 総合的な対策－制度的な対応

Ⅴ 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方

1. 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主（及び広告代理店）による取組の促進方策

広告主やその経営陣及び広告代理店による主体的な取組（その前提としてのブランドセーフティやアドフラウド対策等に関する意識の醸成を含む。）を促進するための方策として、**マルチステークホルダーによる連携・協力の下、広告主やその経営陣及び広告代理店に求められる取組に関するガイドライン、ガイドブック等を策定・公表することが適当**である。

既に広告関係団体が策定・公表しているガイドライン等の内容を踏まえると、ガイドライン、ガイドブック等に盛り込むべき取組について、次のようなものを中心に具体化を進めることが適当である。

- ① ブロックリスト（掲載したくない配信先をリストアップ）
- ② セーフリスト（掲載したい配信先をリストアップ）
- ③ 媒体社（パブリッシャー）と広告主を限定したクローズな広告の取引市場であるPMP（Private Marketplace）の活用
- ④ アドベリフィケーションツールの導入
- ⑤ 業界ガイドラインの遵守やそれについての第三者機関による認証の取得等の客観的な指標により、広告掲載品質の確保を適切に行っていることが担保された広告仲介PF 事業者その他の広告関係事業者の利用
- ⑥ 広告掲載品質の確保のための質の高いメディア（パブリッシャー）の真正性・信頼性確保技術の活用

諸外国の例

- 2024年2月、**デジタルサービス法**（DSA : Digital Services Act）が、EU加盟国内で全面適用開始。
- 情報伝送の仲介サービスが域内市場で適正に機能すること、そのために、イノベーションを促進し、基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境の整備に向けた規則を定めることが目的（第1条）。
→ **オンライン上の違法コンテンツの拡散防止を図り、EU市民の基本権の保護を図るもの。**
- どこに事業所を有するかに関わらず、域内に所在する利用者に対して提供されるサービスであれば対象（第2条）。

1 対象事業者

仲介サービス事業者（SNSなどの**オンラインプラットフォームサービス**も含む）

※オンラインプラットフォームサービスのうち、一部の大規模事業者を「**超大規模オンラインプラットフォーム**」(VLOP) や「**超大規模検索エンジン**」(VLOSE) として指定し、上乗せ規制。

Very Large Online Platform: オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上(EU域内人口の10%)のサービス
Very Large Online Search Engine: オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上(EU域内人口の10%)のサービス

2 規制内容

- ✓ EU 内に利用者がいるすべてのオンラインプラットフォーム（従業員が 50 人未満で年間売上高が 1,000 万ユーロ未満の小規模企業を除く。）に対し、**違法コンテンツへの対応**（行政当局への応答・削除申出への遅滞ない応答・通知等）や**その運用状況の公表等**の実施を義務付け。
- ✓ 情報の監視義務や事実調査を積極的に実施する義務は課されていない。
- ✓ **超大規模オンラインプラットフォーム等に対し上乗せ規制あり**（例：リスク評価（SNS等のサービスを通じて違法コンテンツが広まるリスク等）・リスク低減措置の実施 等）

3 監督・執行

- ✓ 基本的には、加盟国の認定機関（デジタルサービスコーディネーター：多くの加盟国で通信庁が認定）による監督・執行。ただし、VLOP/VLOSEに対する監督・執行は欧州委員会が担う。
- ✓ 欧州委員会にてVLOP/VLOSEによるDSA違反が決定された場合、前会計年度における**全世界年間売上高の6%を超えない制裁金が課される可能性。**

仲介サービス（intermediary service）

導管サービス：サービスの受信者が提供する情報を通信ネットワークで伝送すること、または通信ネットワークへのアクセスを提供しているサービス（第3条）

キャッシングサービス：情報の送信をより効果的に行うことだけを目的として自動的、中間的、一時的に情報を保管するサービス（第3条）

ホスティングサービス：サービスの受け手から提供され、または受け手から要求された情報の格納を行うサービス（第3条）

オンラインプラットフォームサービス：

ホスティングサービスであって、当該サービスの受領者の要求に応じて、情報を保存し、公衆に配信するサービス（第3条）

VLOP（Very Large Online Platform）：（第33条）

オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上（EU域内人口の10%）のサービス

オンライン検索エンジンサービス：

任意のテーマに関する照会に基づいて、原則すべてのウェブサイトの検索を実行するために、ユーザーが照会することができ、要求されたコンテンツに関連する情報を、任意の形式で結果を返す仲介サービス（第3条）

VLOSE（Very Large Online Search Engine）：（第33条）

オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上（EU域内人口の10%）のサービス



規律	該当条文	仲介サービス	ホスティングサービス	オンラインプラットフォーム	VLOP・VLOSE
違法コンテンツに関する措置命令・情報提供の命令	第二章 第9条・第10条	●	●	●	●
連絡先（対DSC、対欧州委員会、対閣僚理事会）、サービス提供者の窓口、法定代理人	第11条・第12条・第13条	●	●	●	●
利用規約の要件	第14条	●	●	●	●
透明性報告義務	第15条	●	●	●	●
利用者への通知・行動の仕組み、情報提供・理由の記載義務	第16条・第17条		●	●	●
刑事犯罪の疑いに関する通知	第18条		●	●	●
内部苦情処理体制・救済の仕組みと法廷外紛争解決	第20条・第21条			●	●
信頼された旗手	第22条			●	●
悪用に対する措置と保護	第23条			●	●
オンライン・プラットフォームのプロバイダーに対する透明性報告義務	第24条			●	●
オンラインインターフェースのデザインと構成	第25条			●	●
オンラインプラットフォームでの広告	第26条			●	●
レコメンダー システムの透明性	第27条			●	●
未成年者のオンラインでの保護	第三章 第28条			●	●
超大規模オンライン検索エンジン	第33条				●
リスク評価、リスク軽減	第34条・第35条				●
危機対応メカニズム	第36条				●
独立監査（外部リスク監査と公的説明責任）	第37条				●
レコメンダー・システム	第38条				●
オンライン広告の透明性向上	第39条				●
データへのアクセスと精査（当局・研究者）	第40条				●
コンプライアンス機能	第41条				●
透明性に関する報告義務	第42条				●
監督手数料	第43条				●
標準	第44条		●	●	●
行動規範、オンライン広告・アクセシビリティの行動規範	第45条・第46条・第47条		●	●	●
危機対応への協力	第48条		●	●	●

※第30条「トレーダーのトレーサビリティ」、第31条「コンプライアンス・バイ・デザイン」、第32条「情報を通知される権利」は遠隔契約ができるオンラインプラットフォームサービスに適用される規定、ただし、第29条「零細企業及び中小企業の除外」に該当する事業者は適用から除かれる。

- 2023年10月、**オンライン安全法**（OSA : Online Safety Act）が成立。
- インターネットの利用をより安全にするという目的で策定された。規制対象となる事業者には、違法なコンテンツや活動、児童に有害なコンテンツや活動に起因する危害（Harm）のリスクを特定し、軽減し、管理することを求めている。

1 対象事業者

①**ユーザー間サービス**（ソーシャルメディアサービス、ビデオ共有プラットフォーム、オンラインインスタントメッセージサービス）、②**検索サービス**

2 規制内容

- ✓ **リスク評価義務** 一定の違法コンテンツごとに、当該サービスが採用するアルゴリズムやサービスを手段としてどのように情報が拡散していくか評価
- ✓ **違法コンテンツに関する安全義務** 違法コンテンツを速やかに除去するためのシステムやプロセスの導入

3 虚偽通信（False communications）罪

2024年1月31日から施行

以下の場合に犯罪となることを規定。（法第180条により、新聞社（recognised news publisher）や放送事業者は適用除外。）

- (a)メッセージを送信し、
- (b)当該メッセージは送信者が虚偽であることを認識している情報を伝達するものであり、
- (c)送信時、そのメッセージ又はそれに含まれる情報が、想定される受信者に重大な（non-trivial）心理的又は身体的な危害を引き起こすことを意図しており
- (d)当該メッセージを送信した合理的理由がない場合

4 リテラシー義務

- ✓ Ofcomに対し、規制対象サービスを利用する際に、自分や他人を守る方法について、一般市民の理解を深めるための措置を講じることを求めるメディアリテラシー義務を課す。

5 監督・執行

- ✓ Ofcomからの命令違反の場合、1,800万ポンドの罰金又は最終事業年度における全世界売上高の10%のいずれか高い額を上限とする制裁金が課される可能性。



- 1992年放送サービス法等を改正し、ACMA（豪州通信メディア庁）に新たな権限を付与することにより、実社会への深刻な影響を生じ得るオンライン上の偽・誤情報への対処を目的とする法案。
- DIGI（※豪州におけるデジタル産業の業界団体）等の業界団体に、行動規範の策定を要請し、その行動規範が不十分な場合はACMAの策定した標準（standard）を特定の企業に遵守させる権限のほか、事業者に対する記録保持や情報収集に関する規定が盛り込まれている。
- 2023年に実施したコンサルテーションでは24,000件を超える意見提出。「言論の自由の侵害」につながる等の批判が多く寄せられたことから、透明性に係る規定を追加した上で2024年9月に法案を国会に提出し、審議中。なお、「政府による検閲だ」として野党は本法案に反対。

1 規制対象

- ✓ 豪州でサービスを提供する「デジタル通信プラットフォームサービス」（DPF）の全て。
 - メディア媒介サービス（SNS等）、コンテンツ集約サービス（ニュースアグリゲーター等）、インターネット検索エンジンサービス（検索エンジン）、メディア共有サービス（ポッドキャスト、ストリーミングサービス等）が対象。ISP、電子メール、SMS、MMSは対象外。

2 規制内容

- ① DPFに対する規制内容
 - 記録保持、情報収集：DPFに偽・誤情報の防止・対策に係る記録の保持を義務付けるとともに、ACMAは当該記録についてDPFから情報収集を行う。
 - 透明性確保：DPFは、偽・誤情報に係るポリシー、リスクアセスメント結果、メディアレテラシー計画、苦情処理・紛争解決の仕組みを公開する。
 - ② 業界団体に対する規制内容
 - 行動規範の策定の命令、登録・承認：偽・誤情報の防止・対策の実施に係る行動規範を策定するよう業界団体に要請でき、ACMAはこれを登録・承認する。
 - 標準の策定、執行：ACMAは、上記行動規範が偽・誤情報対策に効果がないと判断した場合、標準を策定し、特定の企業に遵守させることができる。
- ※なお、ACMAは、行動規範の承認や標準の決定を通じて、特定のコンテンツを削除することを求めることはできない。

3 監督・執行

- ✓ 同法案の規制内容を遵守していないDPFに対して下記のとおりに執行を予定。
 - 段階的な執行方法：警告、是正指示、（義務遵守のための）強制執行可能な合意、（金銭的罰則のある）侵害通知、差止命令、罰金
 - 標準に反する行為への罰金は最大で年間売上高の5%。

参 考

生成AIに起因する偽・誤情報を始めとした、インターネット上の偽・誤情報の流通リスクに対応するため、対策技術の開発・実証を実施。

〔予算額：総額約4.4億円〕

【事業概要】

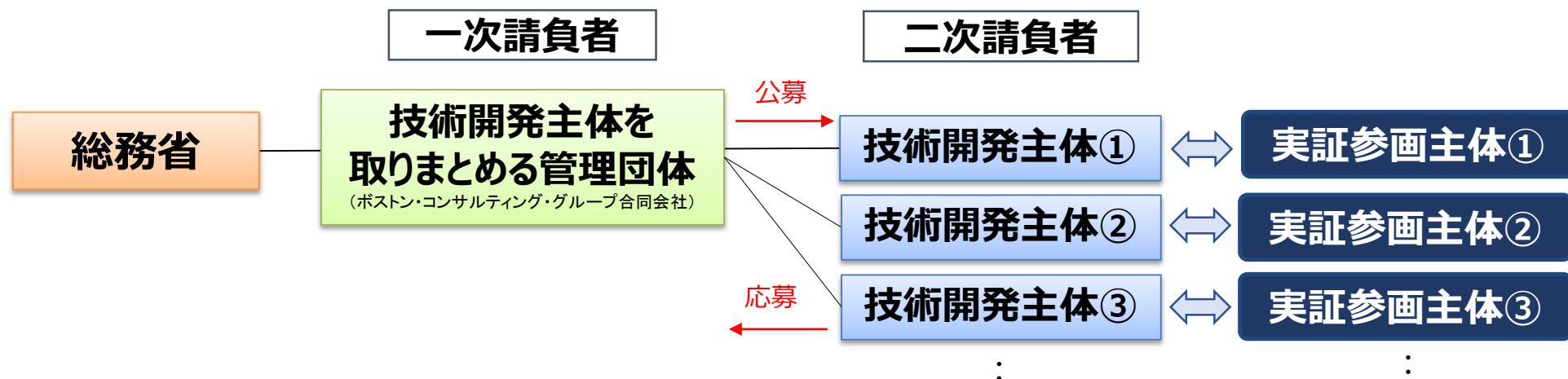
1. ディープフェイク対策技術の開発・実証

- ファクトチェック機関やメディア等による活用を念頭に、生成AIにより生成された画像・映像を判別する技術の開発・実証を実施する。

2. 発信者情報の実在性・信頼性確保技術の導入促進

- ネット上に偽情報が流通する中で、情報コンテンツや発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とするため、正しい情報コンテンツに発信者情報を付与し発信者の実在性と信頼性を確保する技術の実証を支援する。

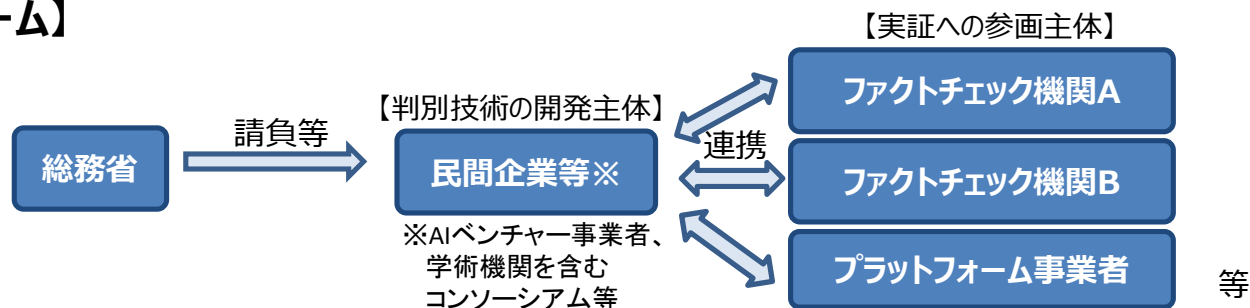
【事業スキーム】



※ 実証参画主体は、ファクトチェック機関、ソーシャルメディア、公的機関等を想定

- インターネット上で流通する様々な情報について、生成AIにより生成されたコンテンツ（画像・映像）を判別する技術の開発・実証を実施。

【開発・実証スキーム】



令和5年度補正予算を
活用して実施

【対策技術イメージ（例）】

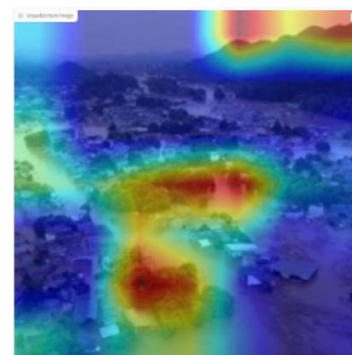
人物に関するディープフェイク
だけでなく、街並み・風景
についても判別。



2022年9月静岡水害時
に拡散されたAI生成画像



判別技術
を適用



生成AIを利用した疑いがある
範囲を黄・赤色等でマッピング

- 人間の目では判別しにくい
不自然な点を自動で判別
（山の輪郭や濁流等）
- 生成AIにより生成された
確率を判定

画像出典：NABLAS株式会社提供資料

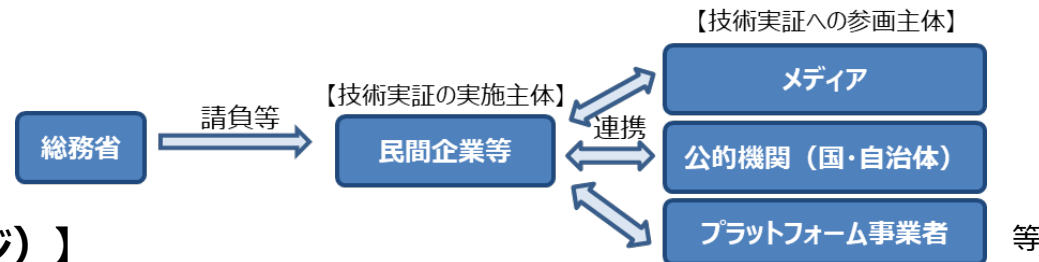
技術開発主体や実証への参画主体（※）に加えて、ファクトチェック機関・メディア等において、
判別技術を活用することにより、社会実装 ※ファクトチェック機関、AIベンチャー事業者、学術機関を含む。

- 能登半島地震では、メディアを騙った投稿や公的機関の画像・動画を転用した投稿が流通。
- 画像・動画等の情報コンテンツに対して来歴※1や発信者に関する情報※2を付与することなど、情報コンテンツや発信者の信頼性等を確保する技術の導入を促進すべく、技術実証を支援。

※1来歴に関する情報例：写真・動画の撮影日時、場所

※2発信者に関する情報例：発信者の「信頼性」に資する情報：企業姿勢、編集方針、報道責任、編集ガイドライン、プライバシーポリシー等の情報
発信者の「実在性」を確認できる情報：情報コンテンツの作成者、配信サイト運営者、広告主等の企業の基本情報（法人名等）

【実証スキーム】



令和5年度補正予算を
活用して実施

【実証技術例（イメージ）】

（来歴情報付与の例）



（発信者情報付与の例）

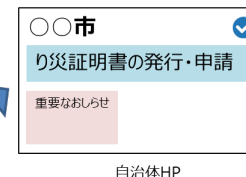
発信者情報の作成

- ・ 法人ごとに発信者情報確認マークを作成
- ・ 法人ごとに実在性・信頼性を証明する発信者情報を作成

各法人が公開する情報コンテンツに発信者情報を付与



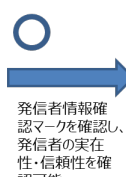
発信者情報確認マークが付与された情報コンテンツがブラウザに表示



インターネット上で検索された情報をクリック



真偽の不確かなSNS投稿



発信者情報確認マークを確認し、発信者の実在性・信頼性を確認可能

発信者情報確認マークがなく、発信者の実在性・信頼性を確認不能

発信者：〇〇市	
項目	詳細情報
所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市 〇〇1丁目1番地
法人番号	0000000000000000
電話番号	000-0000-0000
URL	https://www.jichitai/index.html
情報ジャンル	自治体

ネット上に偽情報が流通する中でも、情報コンテンツや発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする。

- OP技術とは、ニュース記事や広告等のインターネット上の情報コンテンツについて、発信者の実在性と信頼性を確保するため、第三者認証機関による確認を受けた発信者情報（以下①②）を付与した上で発信・流通させることにより、受信者側のブラウザで識別し、認証アイコン付きで表示する技術・仕組み。
 - ① **発信者の「実在性」を確認できる情報**：情報コンテンツの作成者、配信サイト運営者、広告主等の企業の基本情報（組織名等）
 - ② **発信者の「信頼性」に資する情報**：企業姿勢、編集方針、報道責任、編集ガイドライン、プライバシーポリシー等の情報
- 今後、情報流通の透明性・検証可能性を実現するWeb標準技術が開発され、様々なステークホルダーが参加する仕組みが整備されることにより、デジタル空間の情報流通の健全性と信頼性の向上への貢献が期待。



参画企業41社（2024年6月時点）